

新潟市告示第263号

騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により，騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）の地域類型を当てはめる地域の指定（令和2年新潟市告示第510号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月29日

新潟市長 中原 八一

地域の類型を当てはめる地域は，別図「騒音に係る環境基準の地域類型指定図」のとおりとする。

なお，別図は新潟市環境部環境対策課において縦覧に供する。